

喜沢南町会会則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、喜沢南町会と呼称し、事務所を喜沢南会館内におく。

(目的及び会員)

第 2 条 この会は、会員相互の連絡を緊密にし、融和親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は、喜沢南 1・2 丁目及び中町 2 丁目 1・2・3・4 番に居住し、この会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(事業)

第 4 条 この会の目的を達成するため、次の部をおく。

1. 総務部 一般庶務及び各部の事業計画予算に関すること。
2. 文化部 会員の福祉及び婦人・青少年の文化向上に関すること。
3. 環境衛生部 衛生自治に関すること。
4. 体育部 会員並びに青少年の体位向上に関すること。
5. 会計部 一般会計業務に関すること。
6. 交通防犯部 交通防犯に関すること。青少年の健全育成並びに非行防止に関すること。
7. 防災対策部 災害防止並びに自主防災会に関すること。
8. 広報部 広報等に関すること。

(役員)

第 5 条 この会に次の役員をおく。

会長	1 名	副会長	若干名	理事	若干名
会計	2 名	書記	1 名	会計監査	2 名
班長	若干名				

第 6 条 1. この会に顧問、相談役をおくことができる。顧問、相談役は理事会において推薦する。
2. 顧問、相談役は理事会の諮問に応じ、かつ諸会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は次の各号のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を掌る。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行し又各部の活動を指導する。
3. 理事は理事会を組織して会務を処理し、各部の業務を分担する。
4. 会計は金銭の出納その他一般会計事務を掌り帳簿を設けて収支一切を明確に記入する。
5. 会計監査は、会計の状況を監査し又理事会に出席して意見を述べる
ことができる。
6. 書記は会の決定事項を記録し、その他事務的業務を処理する。

7. 班長は、会費の徴収及び理事会よりの提案事項を評議し、理事会で決定したことについてその業務を執行する。

(役員を選出)

- 第 8 条 この会の役員は次のとおりとする。
1. 会長は理事会の推薦により総会の承認を得て決定する。
 2. 会長は副会長、会計及び会計監査、書記、各部長、理事を指名し総会に報告する。
 3. 班長は各班毎に 1 名選出する。

(役員任期)

- 第 9 条
1. 役員任期は 2 年とし、班長任期は 1 年とする。ただし、再選を妨げない。
 2. 補欠役員任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第 10 条 会議は、総会、理事会、部長会、班長会とし、会長がこれを召集する。

第 11 条 理事会に附帯すべき事項は、次の各号とする。

1. 予算及び決算
2. 事業計画
3. 会則の変更
4. 役員改選
5. その他理事会で必要と認めた事項

第 12 条 会議の議決は、出席者の過半数で決する。

(会計)

第 13 条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第 14 条 この会の会費は、月額 230 円とし、毎月上旬会計に納入する。

第 15 条 この会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

附 則

第 1 条 この会則は、昭和 48 年 3 月より実施する。

第 2 条 この会は会員の死亡に対し弔慰金を贈る。

- 1 件 5,000 円とする。

第 3 条 町会に衛生自治会をおく。(会則は別に定める。)

(昭和 48 年 6 月 1 部改正)

(昭和 49 年 7 月 1 部改正)

(昭和 53 年 4 月 1 部改正)

(昭和 55 年 4 月 1 部改正)

(昭和 56 年 4 月 1 部改正)

(昭和 61 年 4 月 1 部改正)

(平成 7 年 4 月 1 部改正)

(平成 19 年 4 月 1 部改正)

喜沢南町会会則の一部を改正する会則

現行

(会計)

第14条 この会の会費は、月額200円とし、当町会衛生自治会
会則第13条の定めによる月額30円及び事業所又は商店について
は月額40円を、それぞれ会費に添えて、毎月上旬会計に納入する
ものとする。

改正

(会計)

第14条 この会の会費は、月額200円とし、当町会衛生自治会
会則第13条の定めによる月額30円及び事業所又は商店について
は月額40円を、それぞれ会費に添えて、毎月上旬会計に納入する
ものとする。又、1年間の合計を一括納入も可とし、既に納入され
た会費については原則返還しないものとする。

附則

第3条	平成27年	5月16日	一部改正
	平成28年	4月16日	一部改正
	平成29年	4月15日	一部改正